

保護者の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症の影響により 家計が急変した世帯への就学援助について

境港市では、経済的な理由で小中学校に通うお子さんの教育費（学用品費、給食費、修学旅行費など）を支払うことが困難なご家庭に対し、その一部を支援する制度を設けています。

通常は前年の収入・所得金額で審査を行います。この度の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯を対象に、今年の収入・所得金額の見込みで審査を行います。

詳しくは、教育総務課学事係までお問合せください。

### 1. 対象者について

次の（１）～（３）すべてに該当する児童・生徒の保護者が対象者となります。なお、現在就学援助の認定をうけている方は対象となりません。

- （１）境港市内の小中学校に在学している。または、境港市内に住所を有し、区域外就学により市外の小中学校に在学している。
- （２）生活保護を受けていない。
- （３）**新型コロナウイルス感染症の影響により、**同一生計世帯員全て（児童生徒と児童生徒の保護者及び児童生徒と同居している人、児童生徒と同居する人）の**今年の収入・所得額のそれぞれの合計が、令和２年度認定基準額（生活保護基準の１．３倍）以下に減少する見込みである。**

### 【参考】令和２年度認定基準の目安

世帯人数	家族構成の例	令和２年の年間所得見込額 (同一生計世帯員全員の合計)
２人	父又は母、子（小４）	約 180 万円
３人	父母、子（小４）	約 240 万円
４人	父母、子２人（小４、中２）	約 310 万円
５人	祖父又は祖母、父母、子２人（小４、中２）	約 360 万円

※所得見込額は、総所得見込額から社会保険料、生命保険料、地震保険料を控除した額で計算します。

※上記目安は、世帯員の年齢など、個々の状況により異なります。

### 2. 申請について

申請前に、教育総務課学事係へご相談ください。

状況をお聞きし、申請に必要な書類等をご説明します。

【必要書類等】**※直接学校へ提出しないでください。**

- ①就学援助申請書（申請理由：新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変したため）
- ②収入が減少したことが分かる書類（収入が減少した世帯員のみ）
  - ・収入見込証明書（令和２年１月～１２月分）または給与明細書（令和２年１月～現在）
  - ・（離職の場合）離職証明書または退職証明書
  - ・確定申告の際に必要な書類一式及び前年の確定申告書（写し）
  - ・（廃業の場合）廃業したことが分かる書類
  - ・その他、収入が減少したことが分かる書類

《お問い合わせ先》境港市教育委員会事務局教育総務課学事係（電話 0859-47-1085）